

発議第2号

和歌山市保健所運営協議会条例等の一部を改正する条例の制定について

和歌山市保健所運営協議会条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月23日提出

提出者 和歌山市議会議員

井上直樹

芝本和己

中尾友紀

姫田高宏

山本忠相

山野麻衣子

和歌山市保健所運営協議会条例等の一部を改正する条例  
(和歌山市保健所運営協議会条例の一部改正)

第1条 和歌山市保健所運営協議会条例(昭和29年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第5号」を「第4号」に、「第7号」を「第6号」に、「第6号」を「第5号」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

(和歌山市住居表示審議会条例の一部改正)

第2条 和歌山市住居表示審議会条例(昭和42年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第1項中「前条第5号」を「前条第4号」に改める。

(和歌山市廃棄物対策審議会条例の一部改正)

第3条 和歌山市廃棄物対策審議会条例(昭和50年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の和歌山市保健所運営協議会条例第2条第2項第1号に掲げる者のうちから委嘱され、在任している和歌山市保健所運営協議会の委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。
- 3 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の和歌山市住居表示審議会条例第4条第1号に掲げる者のうちから委嘱され、在任している和歌山市住居表示審議会の委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の和歌山市廃棄物対策審議会条例第3条第2項第1号に掲げる者のうちから委嘱され、在任している和歌山市廃棄物対策審議会の委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。